

(別紙1) 新型コロナウイルス感染症に係る緊急小口資金等の生活福祉資金特例貸付における償還免除

特例貸付の償還免除については、「緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除規程」により、その取扱いが示されている。

償還免除の対象者は、「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」とされている。具体的には、償還時において①借受人が世帯主の場合は本人が住民税非課税、②借受人が世帯主でない場合は、本人と世帯主の二人が住民税非課税であることが必要となる。

償還免除判定は、資金種類別に行うこととしており、緊急小口資金および総合支援資金（初回貸付分）は令和4年度、総合支援資金（延長貸付分）は令和5年度、総合支援資金（再貸付分）は令和6年度に実施するとされている。この場合、借受人から提出される償還免除申請書および添付書類としての住民税非課税証明書（毎年6月以降に自治体が発行）により償還免除要件の充足を確認し、償還免除の可否を確認することとなる。

【資金種類別の償還免除】

判定時期と判定対象となる課税要件

		償還初年度目 (令和4年度)	償還2年度目 (令和5年度)	償還3年度目 (令和6年度)
緊急小口資金		20万円		
総合支援資金	初回貸付分	45万円 (単身世帯) 60万円 (2人以上世帯)		
	延長貸付分		45万円 60万円	※
総合支援資金 再貸付		(据置期間延長)		45万円 60万円 ※

  

一括免除

一括免除

一括免除

  

償還前年度又は  
償還初年度が  
非課税

償還2年度目が  
非課税

償還3年度目が  
非課税

  

判定対象となる  
課税要件